

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

※・・・新規追加      △・・・区域変更

番号	地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	文 1. 千駄木・向丘地区 約91.0ha (文京区北東部)	文 2. 大塚五・六丁目地区 約27.9ha (文京区北西部)		
a	地区の再開発、整備等の主たる目標	低層老朽住宅等密集地区の防災性を高めるための改善を進めるとともに、土地の有効活用を図り、住環境の整備を進める。	道路・公園等の公共施設の整備及び建築物の不燃化促進により地区の防災性を高めるとともに、土地の有効活用を図り、住環境の整備を進める。		
b	防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	幹線道路沿道、主要防災道路沿道、住宅と商業の混在地域、一般住宅市街地などの地区特性に応じた整備を進めると同時に、災害時の市街地の安全を高めるため、小・中学校等の周辺及び防災道路沿道において重点的に防災街区の形成を促進する。	春日通り及び不忍通りの幹線道路沿道については、土地の高度利用を促進し、延焼遮断帯及び避難路の整備を進める。坂下通りの沿道は、周辺住宅地との調和を図りながら、中層住宅市街地の形成を誘導する。 また、一般住宅地域においては、道路・公園等のオープンスペースを確保するとともに、建物の建替えに併せて不燃化及び共同化を促進し、安全で快適な住宅地として整備する。		
c	建築物の更新の方針	防災上危険な老朽住宅等の建替えを促進することにより、不燃化及び共同化を積極的に誘導し、良質な住宅供給と住環境の向上を図る。	防災上危険な老朽木造住宅等の建替えを促進することにより、不燃化及び共同化等を積極的に誘導し、良質な住宅供給と住環境の向上を図る。		
d	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	地区内の主要防災道路及び生活防災道路並びに地区の防災性を高める公園・広場の整備を図る。	地区内の主要生活道路及び地区の防災性を高める公園・広場の整備を図る。		
e	再開発推進のため必要に応じて定める事項	<p>1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置</p> <p>行政と住民との協力により事業の推進を図るため、公共も、道路・公園・広場等の公共施設整備を行うとともに、まちづくりニュースの発行や建替え相談会の実施による啓発及び住民の自主的なまちづくり活動の支援を行う。 また、民間の建築活動においては、これらの事業を活用した建替えを実施する。</p> <p>2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等</p> <p>街路整備事業 ・環状4号線（予定）、補助93号線（一部完了）、補助94号線（事業中）</p> <p>3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項</p> <p>4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項</p> <p>住宅市街地総合整備事業（密集型）（完了） 木造住宅密集地域整備事業（完了） 都市防災不燃化促進事業（完了）</p>	<p>行政と住民との協力により事業の推進を図るため、公共も道路・公園・広場等の公共施設整備を行うとともに、建替え相談会の実施による啓発及び住民の自主的なまちづくり活動の支援を行う。 また、民間の建築活動においては、これらの事業を活用した建替えを実施する。</p> <p>街路整備事業 ・放射8号線（事業中）、環状4号線（予定）</p> <p>住宅市街地総合整備事業（密集型）（完了） 木造住宅密集地域整備促進事業（完了） 都市防災不燃化促進事業（完了） 不燃化促進特定整備地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制</p>		